

## ペルー向け輸出水産食品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、ペルー向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第18条に基づく適合施設の認定及び第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) ペルー向け輸出水産食品：我が国からペルーに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品であって、下記の HS コードに該当するもの  
0302、0303、0304、0305、0306、0307、0308、1504、1516、1518、1603、1604、1605、2106
- (2) 認定施設：ペルー向け輸出水産食品を最終加工※（未加工品にあつては最終保管。以下同じ。）する施設であつて、本要綱に基づき認定されたもの  
（※切り身、むき身等にするための処理は加工に含まれ、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれないものとする。）
- (3) 輸出先国規制対策課：農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課
- (4) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (5) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (6) 証明書：ペルー向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：認定施設で最終加工されたペルー向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に定める登録認定機関であつて、ペルー向け輸出水産食品の適合施設の認定等を業務とするもの

### 3 施設の認定手続等

#### (1) 認定施設の要件

認定施設は、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつオに該当する施設とする。

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条に基づく営業許可を有する施設  
イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上のものに限る。）

エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設等

オ 食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理が行われている施設

## (2) ペルー向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書及び（1）の要件を確認するために必要な書類等を添付し、証明書発行機関に提出すること。

イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、認定番号を付与し、申請者にその旨を連絡すること。

ウ 証明書発行機関は、施設を認定した場合には、その都度、別紙様式 2 により輸出先国規制対策課に報告すること。

エ 輸出先国規制対策課は、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表すること。当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。また、輸出先国規制対策課は、施設を認定した旨を食品監視安全課及び全ての証明書発行機関に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局にその旨を連絡すること。

## (3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書及び変更内容が確認できる書類を添付し、証明書発行機関に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を証明書発行機関に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（2）ウ及びエに準じて行う。

## (4) 認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、輸出先国規制対策課に連絡すること。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、証明書発行機関に内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が（1）に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を輸出先国規制対策課に連絡すること。

エ 輸出先国規制対策課は、必要に応じ、食品監視安全課及び証明書発行機関の協

力を得ながら、認定施設が（１）の要件に適合しているかどうかを確認すること。

#### （５）認定の取消し等

ア 証明書発行機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

- ① （４）の定期確認の結果、（１）の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）ウ及びエに準じて行う。

### 4 証明書の発行

#### （１）証明書の発行要件

証明書の発行は、ペルー向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

ア ３の規定により認定された施設において最終加工されたものであること。

イ 別紙様式５（１．輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「内国貨物」であること。

#### （２）証明書の発行手続等

ア 輸出者は、ペルー向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式５の申請書に下記①から④までの書類等を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関に提出すること（なお、③船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式５（１．輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添 1 によること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

④ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、別紙様式 6 により証明書原本を交付するとともに、その写しを保存すること。

① 英語で記載すること。

② 「Certificate number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

③ 「Authorized signatory」は担当者の氏名を、「Sanitary authority」は証明書発行機関名、「Stamp」はペルー政府に通知した証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

オ 証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式7により新年度の4月末日までに輸出先国規制対策課に報告すること。なお、発行実績がないときは0件として報告すること。

### (3) 証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式8の取消願を発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を別紙様式8の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、当該証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

### (4) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、輸出先国規制対策課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

## 5 その他

### (1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、ペルーの動物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ペルー向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、ペルー向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

### (2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

輸出先国規制対策課は、ペルーの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をペルー政府から受けるなど、ペルー向け輸出水産食品に問題が発生した

ときは、食品監視安全課及び証明書発行機関に連絡するとともに、食品監視安全課及び証明書発行機関の協力を得ながら、当該ペルー向け輸出水産食品の輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

この場合において、輸出先国規制対策課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

### (3) ペルー政府との協議

輸出先国規制対策課は、(2)に定めるもののほか、ペルー政府からの違反連絡等があったときは、ペルー側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

## 電子メール又は NACCS による証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式 9 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書の発行申請先に提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合（登録認定機関への申請の場合に限る。）

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又は NACCS を利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について申請先とあらかじめ調整すること。

## FAO 漁獲統計海区 (FAO Fishing Area) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7. 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7. 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	

証明書発行機関長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、ペルー向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号  
(保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。)  
(日 本 語)  
(英 語)  
(法人番号)

2. 施設の情報

	該当の有無 ※	認定番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例等による営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視表等の書類で確認可能な施設		
英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品に係る認定施設		

※ 認定申請施設が該当するものに○をつけること。

3. 施設の連絡先 (担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。)

(添付書類)

- ・ 認定申請施設が認定要件を満たすことを証明する許可証等の写し
- ・ 認定申請施設が食品衛生法に基づき、HACCP に沿った衛生管理を実施している旨の宣誓書 (別紙1)。ただし、輸出品目が英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品に係る認定施設の対象品目に該当する場合は、不要。



証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

ペルー向け輸出水産食品施設に係る宣誓書

下記の施設において、ペルー向け輸出水産食品を食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理の下、取扱うことを宣誓します。

記

1. 施設の名称及び所在地（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

（日本語）

（英 語）

2. 輸出水産食品

HS コード （上4桁）	品目（日本語及び英語）

※ 必要に応じて、行を追加すること。

年 月 日

食料産業局長 殿

証明書発行機関名

住 所

代表者

ペルー向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、「ペルー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査し、適合施設を認定（変更又は廃止）したので、関係書類を添えて報告します。

記

(認定の場合)

認定施設の名称	認定施設の所在地

※ 保管施設にあつては、その旨明記すること。

(変更の場合)

認定番号	認定施設の名称	変更箇所

(廃止の場合)

認定番号	認定施設の名称	認定施設の所在地

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品認定施設変更承認申請書

ペルー向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

(別紙様式4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願

下記のペルー向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細（日本語・英語併記のこと）

- (1) 輸出者の名称、所在地（郵便番号を含む。）（別紙様式6のI.1.関係）
- (2) 輸入者の名称、所在地（郵便番号を含む。）（別紙様式6のI.5.関係）
- (3) 輸出水産食品の生産海域（別紙様式6のI.8.関係）（※1）
- (4) 仕向先国（別紙様式6のI.9.関係）（※2）
- (5) 認定施設の名称、所在地及び認定番号（別紙様式6のI.10.関係）
- (6) 出港地（別紙様式6のI.11.関係）
- (7) 出港日（別紙様式6のI.12.関係）
- (8) 到着地（別紙様式6のI.13.関係）
- (9) 輸送方法(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.14.関係)  
ア. 航空機 イ. 船舶 ウ. その他（具体的な方法を記載： ）
- (10) 輸送機関の名称（別紙様式6のI.14.関係）（※3）
- (11) 梱包数(別紙様式6のI.15.関係)
- (12) 正味重量（別紙様式6のI.16.関係）
- (13) 総重量（別紙様式6のI.17.関係）
- (14) 製品温度(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.18.関係)  
ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍
- (15) 製造日及び有効期限（消費又は賞味期限）（別紙様式6のI.19.及び20.関係）
- (16) コンテナ番号及びシール番号(別紙様式6のI.21.関係)（※4）
- (17) 原産地域（別紙様式6のI.23.及び24.関係）  
天然

国名及び漁獲水域（漁獲水域は別添2 FAO 漁獲統計海区に準じて記載のこと）

□養殖

養殖場の名称

所在地

- (18) 輸出水産食品の名称及び種類(別紙様式6のI.26.関係)
- (19) 輸出水産食品の魚種(学名及び英名)(別紙様式6のI.26.関係)(※5)
- (20) 輸出水産食品のHSコード(別紙様式6のI.26.関係)
- (21) 処理方法(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.26.関係)  
□ア. 冷蔵 □イ. 冷凍 □ウ. 加工済
- (22) 輸出水産食品ごとの梱包数、正味重量(別紙様式6のI.26.関係)(※6)
- (23) 梱包方法(別紙様式6のI.26.関係)
- (24) 製品のロット番号(別紙様式6のI.26.関係)
- ※1 輸出水産食品が冷凍又は加工された二枚貝の場合にのみ記載。貝毒の監視海域等、可能な限り詳細な生産海域を記載すること。
- ※2 輸出水産食品がペルーを経由し第三国に再輸出される場合には、最終仕向け先国名を記載すること。
- ※3 (9)において、ア.航空機を選択した場合には便名及びAWB番号、イ.船舶を選択した場合には、船名及びBL番号を記載すること。
- ※4 申請時に不明なときは、証明書発行までに、任意の様式により証明書発行機関に届出を行うこと。
- ※5 「未加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。
- ※6 荷に複数の品目を含む場合には、品目ごとに記載すること。

## 2. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ペルー政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 輸出水産食品は、認定施設において加工等がなされたものであること。
  - イ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令に遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。
  - ウ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で取り扱われた食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
  - エ. ペルーの基準に適合することを確認していること。
  - オ. 輸出水産食品の原料は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)及び持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)が遵守され、水産防疫上適切に取り扱われたもので

あり、かつ、感染症による潰瘍や白斑等の目に見える異状が認められないこと。

3. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）

(別紙様式7)

番 号  
年 月 日

輸出先国規制対策課長 殿

証明書発行機関長

ペルー向け輸出水産食品証明書発行件数報告

年 月 日から 年 月 日までの間に発行したペルー向け輸出水産食品の証明書について下記のとおり報告します。

記

1. 証明書発行件数（取消願による取消しを除く）
2. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）  
（※ 別紙様式6の写しを添付すること）



(別紙様式8)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請したペルー向け輸出水産食品の証明書について、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

取消理由：

(※ 別紙様式5の証明書発行申請書の写し及び証明書の発行を受けているときは当該証明書の原本を添付すること。)

